

# 一般社団法人 日本集団災害医学会 定款施行細則

## 第1章 評議員

(定数)

第1条 当法人の評議員の定数は、会員総数の10%前後とする。

(資格)

第2条 評議員の有資格者は、次の各号をすべて満たす会員とする。

- (1) 引き続き3年以上の会員資格を有し、かつ会費を完納している。
- (2) 評議員1名の推薦がある。ただし、再任の場合は不要とする。
- (3) 災害医学に関する十分な業績があり、本会の発展に寄与している。
- (4) 研究者として相当する見識を有すると認められる。

(選出)

第3条 評議員の選出は、評議員選出委員会(以下、選出委員会)を設置して審査し、その結果を理事会において審議した後、代表理事が委嘱する。選出に際しては各分野の均衡を勘案する。

(告示)

第4条 代表理事は、評議員選出が行われる年に発刊される学会誌及びホームページ上に、次の各項を含む公告を掲載する。

1. 選出すべき評議員の総数
2. 審査申請書類の交付請求締切期日
3. 審査申請書類の受理締切日
4. その他必要な条件

(申請)

第5条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を郵送(書留)にて評議員選出委員会に提出しなければならない。

(再任)

第6条 再任の意思表示をした現職の評議員は、任期期間中の業績を記した審査申請書類を提出しなければならない。ただし評議員の推薦は不要とする。

(任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の後に開催される理事会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

(資格の喪失)

第8条 次の各号に該当する場合は、評議員の資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失した場合
- (2) 正当な理由がなく任期中に3回以上、定時社員総会を欠席した場合  
ただし、任期中の定時社員総会（4回）のうち、必ず一度は議場に出席するものとし、書面により議決権を行使した者又は委任状により議決権を代理行使した者については、評議員の資格要件を定める本規定において出席者とみなさない。
- (3) 当法人の名誉を傷つける行為があった場合

(追加選出)

第9条 次の各号の場合、第3条に従って評議員を追加選出することができる。

- (1) 評議員数が定数から著しく減員し、理事会が追加選出を要すると認めた場合
- (2) 会員数が増加し、理事会が追加選出を要すると認めた場合
- (3) 追加選出された評議員の任期は、定例選出された他の評議員の在任期間と同一とする。
- (4) 追加選出された評議員が正当な理由なく任期中の社員総会をすべて欠席した場合は、その時点で評議員の資格を喪失し、次期の選出審査を受ける資格を喪失する。

## 第2章 評議員選出委員会

(評議員選出委員会)

第10条

評議員選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、また現職評議員の再任の意思を確認し、その結果を代表理事に報告する。

第11条

評議員選出委員会は、以下により構成する。

1. 選出委員会の委員は、理事3名、評議員6名の計9名とする。
2. その内訳は、委員長1名、副委員長1名、委員7名とする。

第12条

委員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下のように選出する。

1. 委員長は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

2. 副委員長は、理事の中から委員長が指名する。
3. 委員は、委員長が理事又は評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

#### 第13条

評議員選出委員会の任期は、選出された評議員の任期満了迄とする。但し、再任を妨げない。

#### 第14条

委員は、定例選出年ごとに半数更新を原則とする。

#### 第15条

委員に欠員が生じた場合は、以下の規定により補充するものとする。

1. 委員長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
2. 委員に欠員が生じた場合は、委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

(評議員選出の手順)

#### 第16条

評議員選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。

1. 委員会は、代表理事が招集する。
2. 委員会は、委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。
3. 文書による意思の表示は、出席と認めない。
4. 委員会の議長は、委員長が務める。
5. 委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
6. 委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
7. 委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。

#### 第17条

評議員選出委員会は、評議員申請者について所定の申請用紙をもって確認し、申請者が本学会評議員として十分な業績を有しているかについて審査し、当該申請者を本学会評議員として推薦するか否かを決定する。

#### 第18条

評議員選出委員会の審査結果については、委員長が理事会に報告する。

#### 第19条

代表理事は、理事会の議を経て、次期評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。

#### 第20条

評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

### 第3章 理事および監事

(定数)

第21条 当法人の理事および監事の定数は、定款に定めるとおりとする。

(資格)

第22条 当法人の理事および監事は、次の資格を有する会員の中から選出する。

- (1) 評議員（社員）の資格を有する。
- (2) 当法人の発展に格別貢献できる。
- (3) 当法人の理事あるいは監事として相当する資質と業績を有する。

(選出)

#### 第23条

- (1) 次期の理事および監事は、理事会においてこれを推薦し、社員総会の決議を経て選任する。
- (2) 選出に際しては、各分野間の均衡を勘案する。

### 付則

#### (1) 年会費

本会の年会費は、次のとおりとする。

- ①個人会員：7千円
- ②組織会員：2万円
- ③賛助会員：1口5万円

- (2) 納付された年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (3) 第4条の規定に関わらず、設立当初の評議員の任期は、平成23年の定時社員総会までとする。

本定款施行細則は、当法人の設立により効力が発生する。